新NISAはみなとで！

資産形成応援キャンペーン

キャンペーン期間

2024年1月4日(木)～2024年3月29日(金)

キャンペーン期間中にNISA口座の**成長投資枠**の
年間非課税投資枠240万円[※1]を**すべて**ご利用いただいた[※2]
お客さまの中から、**抽選で213名に**
カタログギフト(10,000円相当)をプレゼント!

(※1)申込手数料を控除した実質投資額が240万円となる方が対象(申込手数料は含みません)
(※2)積立によるご購入を除く

※画像はイメージです。実際とは異なる場合がございます。

<新NISAの概要>

	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間 (投資したものを非課税で持てる期間)	無期限	
併用	可能	
年間投資枠 (年間で購入可能な金額)	120万円	240万円
	合計上限360万円	
非課税保有限度額 (NISA口座で保有できる残高の上限)	1,800万円 (うち成長投資枠は最大1,200万円まで保有可能)	
買付方法	積立のみ	一括・積立
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (2023年までのつみたてNISAと同様)	上場株式・投資信託等 (整理・管理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く)
対象年齢	18歳以上 (ご利用になる年の1月1日現在で18歳以上の方)	

キャンペーンに関するお問い合わせ

0120-08-3710

ダイヤルの後に、サービス番号 2 # をお選びください。
受付時間:平日(土日祝除く)午前9:00～午後5:00

●ホームページ https://www.minatobk.co.jp/

その他、NISA口座開設やご相談は、
みなと銀行本支店窓口までお問い合わせください

想いを、まちへ。

みなと銀行

NISAなら

投資信託などの利益にかかる税金が非課税に

NISAは通常約20%かかる税金が0円になる制度です。

一般的な投資信託の取引と比べると…

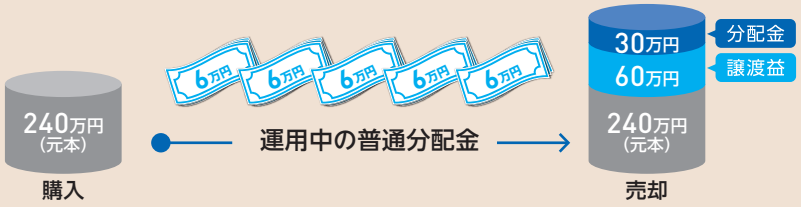

(譲渡益60万円 + 分配金30万円) × 20.315% = **約18万円が課税**されるところ

NISAなら約18万円が非課税に

本キャンペーンに関するご留意事項

○個人のお客さまが対象です。
○本キャンペーンはエントリー不要です。
○2024年3月29日15:00までにお申込みが完了していることが条件です。
○<みなと>ダイレクトバンキングによる投資信託のご購入も対象となります。
○積立による購入は対象外となります。
○同期間に実施している「新NISAはみなとで!NISAでつみたてキャンペーン」との併用は可能です。また、<みなと>セレクトパック、セレクトGとの併用も可能です。その他のキャンペーンとの併用はできません。
○キャンペーン内容は予告なく変更する可能性がございます。
○お申込みにあたっては、以下の【投資信託に関するご留意事項】ならびに【NISAに関するご留意事項】を必ずご確認ください。
<抽選について>
○2024年1月4日～2024年3月29日の期間中にNISA口座の成長投資枠の年間非課税投資枠(240万円)をすべてご利用されたお客さまが抽選の対象となります。
○厳正なる抽選の上、当選者を決定いたします。当選発表は、2024年5月下旬頃に当選者にのみ通知させていただきます。
○ご連絡が取れない場合等は当選を無効とさせていただく場合がございます。

投資信託に関するご留意事項

○商品によっては、金利・通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動や発行体の信用状況の悪化等を直接の要因として損失が生じるリスクがあります。(リスクの詳細は商品ごとに異なります。)したがって、元本保証および利回り保証のいずれもなく、投資元本を割り込むリスクは、ご購入のお客さまが負うこととなります。各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。
○投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
○当社の取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
○投資信託の募集・申込み等のお取扱いは当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
○各商品のお申込みにあたっては、契約締結前交付書面(目論見書等)の内容を必ずご覧いただきご自身でご判断ください。目論見書等は、当社本支店等にご用意しています。
○投資信託のご購入にあたってはお申込手数料がお取引金額の最大3.3%(税込)必要です。また、ご換金にあたっては信託財産留保額が換金時の基準価額に対して最大0.5%必要です。またこれらの手数料とは別に信託報酬(投資信託の純資産総額の最大年2.42%(税込)(成功報酬、投資対象ファンドの信託報酬等を別途ご負担いただくファンドがあります。)と監査報酬、有価証券売買手数料などその他費用等(運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示すことができません)を、信託財産を通じてご負担いただきます。

NISAに関するご留意事項

○日本にお住まいの個人のお客さまで成年に達した方(口座開設年の1月1日時点)が口座を開設できます。
○NISA口座は全金融機関を通じて、同一年において一人一口座のみの開設となります(金融機関変更をした場合を除く)。金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか購入することができません。
○NISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
○みなと銀行でのNISA口座対象商品は株式投資信託のみです。
○NISA口座は他の口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。
○NISA口座は中長期投資のための制度であることから、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適しません。
○投資信託における分配金のうち元本払戻金[特別分配金]は従来より非課税であり、NISA口座での制度上のメリットは享受できません。
○非課税年間投資枠は、つみたて投資枠(120万円)と成長投資枠(240万円)を併用することで年間360万円までとなります。
○非課税保有限度額は、購入残高(簿価残高)で、1,800万円(うち成長投資枠の上限は1,200万円)となります。
○解約ファンドの簿価分の非課税枠を、翌年以降新たな投資に再利用できます。
○つみたて投資枠においては、定期的かつ継続的に対象商品を購入いただきます。つみたて投資枠として1回限りとする購入は契約できません。
○つみたて投資枠を契約した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとに、お名前とご住所を確認させていただきます。当該日より1年以内に確認できない場合は、対象商品の受入れができなくなります。
○成長投資枠対象ファンドは、信託期間20年未満、毎月分配型、高レバレッジ型などは除外されます。

商 号 等 ： 株式会社みなと銀行
登録金融機関　近畿財務局長[登金]第22号
加入協会 ： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

2024年1月1日現在